様式第１号（第６条関係）

熊本市市民公益活動支援基金　登録申請書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （あて先）熊本市長 | | | | 年　　月　　日 |
| 団体名 |  | | | |
| 主たる事務所(本拠）の所在地 | 〒　　－  熊本市　　　　区  （※ 団体の本拠地が代表者の自宅の場合は、当該自宅の住所で結構ですが、本市から通知等を送付する際はこちらの住所宛に送付しますので、団体名宛で郵便物が届かない場合は、「～様方」と記入していただくようお願いいたします。） | | | |
| 代表者氏名 | 職名　　　　　　　氏名 | | | |
| 担当者（※） | 氏　名 | （ふりがな） | | |
| 連絡先 | 電話　　－ | 携帯　　　－　　　　－ | |
| FAX | E-MAIL | |

（※ 当基金の状況や助成事業募集などを定期的にお知らせしますので、E-mailアドレス及びFAX番号はできる限り記入していただくようお願いいたします。）

熊本市市民公益活動支援基金の団体登録について、熊本市市民公益活動支援基金実施要綱第６条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、疑義が生じたとき、助成を受けようとするときは、第５条に規定する登録要件について調査されることを承諾いたします。

添付書類　添付しているものにチェック（レ）を入れてください。

|  |  |
| --- | --- |
| チェック | 必要提出書類 |
|  | （1）団体概要書（様式第２号） |
|  | （2）登録申請時における直近の事業報告書 |
|  | （3）登録申請時における直近の収支決算書 |
|  | （4）会則、規約及び定款等 |
|  | （5）当該事業年度の役員等名簿及び照会承諾書（様式第３号） |
|  | （6）申請時における構成員の名簿（氏名、住所が記載されているもの） |

※　登録団体として承認された場合、登録期間内は「(1)団体概要書」★の部分の内容を一般に公開することとする。

（様式第１号の裏面）

熊本市市民公益活動支援基金実施要綱（抜粋）

第５条　熊本市市民公益活動支援基金に基づく助成を受けることができる団体は、基金条例第１条に定める地域コミュニティ活動等を行うことを主たる目的とする団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、法人にあっては、特定非営利活動法人に限るものとする。

(1)　団体が次のいずれかに該当するものであること。

ア　ボランティア団体

イ　地域団体

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、地域コミュニティ活動等を行う団体

(2)　主たる事務所又は本拠が市内にあること。

(3)　地域コミュニティ活動等を行う区域が主に市内にあること。

(4) 構成員が５人以上であること。

(5) 団体及びその構成員が次のいずれにも該当しないものであること。

ア　熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第１号から第３号までに掲げるもの

イ　暴力団員及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない暴力団員等

　 ウ　暴力団等又は暴力団等関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ

るもの。

(6)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条又は第８条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。

(7) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと判断した団体でないこと。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、熊本市市民公益活動支援基金運営委員会（以下「委員会」という。）に諮り、特別の定めをすることができる。

※　「市民公益活動」とは、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動を言います。（営利、宗教、政治活動は含まれません。）

※　「地域コミュニティ活動等」とは、身近な地域の課題を解決したり、社会を多様に支え合う自主的、自立的な地域のコミュニティ活動や、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動を言います。（営利、宗教、政治活動は含まれません。）